

CalWORKsおよびCALFRESHの報告の変更点

ケース名:	
ケース番号:	
ワーカー番号:	

CalWORKs CalFresh (以前のフードスタンプ) の給付が決定したため、総所得が特定レベルに達する場合は10日以内に報告する必要があります。世帯の月収合計額が現在の所得報告基準 (Income Reporting Threshold, IRT) を超える場合は、いつでも報告する必要があります。

給付の種類	CalWORKs	CalFresh
家族の人数		
現在の収入		
IRTの金額		

注: CalFreshのIRTが「該当なし」になっている場合は、次のSAR7または再証明のいずれか早い方でCalFreshの収入変更を報告する必要はありません。IRTの金額がCalWORKsに列挙されている場合は、総収入が当該金額を超えたときに報告してください。

「月収の総額」とは:

- ⇒ 取得した金銭のことをいいます (勤労所得と不労所得の両方)。
- ⇒ 何らかの控除を受ける前の金額です。(控除の例: 税金、社会保障税、年金、債権差し押さえなど)

報告の結果

- ⇒ IRTを超える分の収入に基づいて給付額が減額されるか打ち切られます。
- ⇒ 収入が変動した場合、あるいは世帯に誰かが加わったか離れた場合にIRTが変更になる場合があります。
- ⇒ IRTが変更される場合は、その度に郡から文書で通知されます。
- ⇒ また、年1回の再認定/証明書更新 (redetermination/recertification, RD/RC) 時にも、既に金額を報告している場合でも、RD/RC申請書類に総収入を記入しなくてはなりません。

報告しなかった場合の罰則

世帯のIRTを超える収入があった場合に報告を怠ると、規定よりも多い額の給付を受けることになります。その場合、報告しなかった収入に基づいて、余分に給付された額を払い戻さなくてはなりません。給付額を余分に取得する目的で故意に報告しなかった場合は、詐欺行為とみなされ犯罪として告発される可能性があります。

CalWORKs給付が決定しましたので、以下についても発生から10日以内に報告しなくてはなりません。

1. 世帯に誰かが加わるか離れた場合。
2. 保護観察期間違反または保釈違反状態にある人物が世帯に加わるかすでにいる場合。
3. 司法当局から逃亡している人物が世帯に加わる場合、または加わっている場合。
4. 住所が変更になった場合。

あなたがCalFreshの給付を受ける場合は、以下も報告しなくてはなりません

- 扶養者のいない健全な成人 (Able Bodied Adult Without Dependents, ABAWD) の場合は、労働時間または職業訓練時間が1週間に20時間以下または1ヶ月間に80時間以下になった場合、報告しなくてはなりません。

自発的な情報報告

何らかの変更があった場合は、自発的に郡に報告することもできます。変更を報告すれば、給付金額が増える場合があります。例:

- 世帯の誰かが妊娠した場合。
- キャッシュエイドを受けている誰かに特別のニーズが発生した場合。妊娠、医師が処方した特別食、家計の逼迫など。
- CalFreshについて、身障者または60才以上の人物に、新しくまたは高額な現金医療費支払い義務が発生した場合。